

みやぎの施設園芸PR動画DVD制作業務
企画提案募集要領

1 趣 旨

この要領は、みやぎの施設園芸PR動画DVD制作業務（以下「業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び遂行能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定める。

2 目的及び内容

別添のみやぎの施設園芸PR動画DVD制作業務仕様書のとおり

3 業務実施期間

契約締結の日から令和6年3月1日（金）まで

4 事業費（委託上限額）

金 1, 375, 000円（消費税及び地方消費税含む）

5 スケジュール

内 容	期 日
企画提案募集開始	令和5年6月29日（木）
質問受付締切り	令和5年7月6日（木）午後5時まで
質問への回答期限	令和5年7月13日（木）午後5時まで
企画提案応募申込期限	令和5年7月27日（木）午後5時まで
企画提案書の提出期限	令和5年8月3日（木）午後5時まで
選定委員会（プレゼン）開催	令和5年8月8日（火）
選定結果の通知	令和5年8月中旬予定
契約締結	令和5年8月中旬予定

6 応募資格

以下のすべてに該当する者のみ、本業務の企画提案に応募することができる。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）宮城県内に活動拠点（本社又は営業所等）を有していること。
- （3）地方税及び消費税を滞納していない者であること。
- （4）本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の応募資格制限要領（令和2年11月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- （6）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされて

- いない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (8) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- (9) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (10) 官民を問わず本業務と類似した業務実績を有する者であること。

7 質問及び回答

業務委託内容、企画提案を求める内容等の質問については、次のとおりを受け付ける。

- (1) 受付期間 募集開始から令和5年7月6日（木）午後5時まで（必着）
- (2) 質問方法 別記様式第1号により、「12」の問い合わせ先へ電子メールで提出すること。
なお、電話や口頭等の手段、受付期間以外の質問は一切受け付けない。
- (3) 回答方法 質問への回答は、令和5年7月13日（木）までに宮城県農政部園芸推進課のホームページ上に掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問内容によっては回答しない場合がある。

8 企画提案への応募申込

(1) 提出書類

- イ みやぎの施設園芸PR動画DVD制作業務企画提案応募申込書（別記様式第2号）
1部
- ロ みやぎの施設園芸PR動画DVD制作業務企画提案応募資格に係る宣誓書（別記様式第3号） 1部
- ハ 会社概要（既存資料で可） 1部

- (2) 提出期限 令和5年7月27日（木）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送とする
- (4) 提出先 「12」の問い合わせ先

9 企画提案書の提出方法

(1) 提出書類

- イ 企画提案書 10部（任意様式、カラー、A4両面印刷でページ番号を付すこと）
「(2) 企画提案事項」により作成すること。※電子メールで電子データでも提出
- ロ 事業経費見積書 10部（任意様式）
仕様書の項目毎に数量、単位、単価を明示し、費用の内訳と積算根拠がわかるように記載すること。
また消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載するようにすること。

- (2) 企画提案事項 別紙仕様書のとおり。事業スケジュールも記載すること。
- (3) 提出期限 令和5年8月3日(木)午後5時まで
- (4) 提出方法 電子メール及び持参又は郵送とする
- (5) 提出先 「12」の問い合わせ先
- (6) 留意事項
 - イ 応募は1者1提案とする。
 - ロ 提出書類等は返却しない。
 なお、提出書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
 - ハ 表紙には、企画提案を行う業務名称と提案事業者名を記入すること。
 - ニ 提出後の書類の差し替えは認めない(県が修正等を求める場合を除く)。
 - ホ 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外し、失格とする。
 - (イ) 本要領6の応募資格のいずれかを満たさなくなったとき。
 - (ロ) 提出書類が所定の期限までに整わなかったとき。
 - (ハ) 提出書類に不備があったとき(軽微な不備を除く)。
 - (ニ) 見積額が、本要領4の委託上限額を上回っているとき。
 - (ホ) 提出書類の内容に虚偽、不正又は本要領の定め違反する記載があったとき。
 - (ヘ) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
 - (ト) その他不正な行為があったとき。
 - ヘ この企画提案に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
 - ト 提出された企画提案書は行政文書となるため、情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号)による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することがある。

10 企画提案書の審査

- (1) 選定委員会において、提出された企画提案書を基にプレゼンテーションによる審査を行う。
- (2) 選定委員会は、令和5年8月8日(火)に宮城県行政庁舎内又は周辺会議室にて開催する。
- (3) 選定委員会において、審査の結果、総合得点が満点の6割以上で、最も優れた企画提案のあった事業者を委託候補者とする。
 なお、審査内容及び結果に係る質問及び異議は一切受け付けない。
- (4) 発注者は、提案者が一者の場合も審査を行い、業務を適切に実施できると判断される場合は、委託候補者として選定する。
- (5) 発注者は、提案者がいない場合又は総合得点が満点の6割以上の提案者がいない場合は、再度、提案者を募集する。
- (6) 審査項目及び配点(50点満点)は以下のとおりとする。

No	審査項目・配点	審査の視点
1	本県の施設園芸の魅力を動画で効果的に伝える構成となっているか	・本県における施設園芸の取組とこれらを取り巻く環境など、広く魅力を伝える内容と認められるか。

	【 20点】	・本県への施設園芸での参入を検討している企業に対して効果的な訴求が期待できるか。
2	撮影技術、手法、体制は十分確保されているか 【 15点】	・施設空撮や園芸施設特有の条件下での取材・撮影において、撮影技術や手法、体制が十分に確保されていると認められるか。
3	提案内容の実現性は高いか 【 10点】	・提案内容が予算的、時間的に十分実現可能か。
4	提案内容に独自性はあるか 【 5点】	・提案内容に他社にはない面白さがあるか。

(7) 選定結果

選定結果については、後日、書面で通知するとともに、提案者の名称や評価点等を公表する。公表に当たっては、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないように配慮する。

なお、選定結果に関する質問には応じないものとする。

1.1 契約手続

- (1) 審査会で選定された提案者を委託候補者とする。
- (2) 委託候補者と発注者は、企画提案の内容を基にして、契約内容、仕様、委託料の支払方法、事業の運営、実施体制等についての詳細を協議する。
- (3) 契約に当たっては、宮城県財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）に定める随意契約の手続により委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結するものとする。
- (4) 随意契約の手続により見積書を提出する際には、発注者が指定する区分の内訳書を併せて提出すること。
- (5) 契約に当たっては、委託候補者との調整により前金払について契約書に記載することができるものとする。
- (6) 委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、宮城県財務規則第114条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- (7) 委託候補者として選定された者が委託契約を辞退した場合には、企画提案の審査で次点の評価を受けた者と契約の交渉を行う場合がある。

1.2 問い合わせ先

宮城県農政部園芸推進課先進的園芸推進班 担当：浦郷

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1（宮城県行政庁舎10階）

TEL：022-211-2723 FAX：022-211-2849

電子メール：engei-senshin@pref.miyagi.lg.jp